

唐招提寺には多数の写経・版経等の断簡が米俵につめて保存されてきた。これらはもと鼓樓にあったもので、明治43年、鼓樓の解体修理に際して一括して米俵に詰めて宝蔵の天井裏に納められたものと考えられる。すでに昭和15年頃一往調査され、平安時代の版経や印仏等が発見紹介されている。しかしなお新資料の存在する可能性も考えられたので、今回再度の調査をおこなうことにした。但し、日程の都合ならびに破損の甚しきにより、写経・版経・印仏・古文書等の大まかな分類をおこなったのみで、内容的な調査は殆どおこなうことができなかった。しかしその間に令の注釈書（今回新たに「古本令私記」との仮題を付した）、ならびに万葉仮名による和訓を付した法華経・大般若経音義の古本の断簡が特に重要なものとして注目されたので、ここにそれらの紹介をおこないたい。なお今後整理を進めれば、或は今回見落とした断簡が発見される可能性もあり、今回の報告はその中間報告ともいうべきものである。

古本令私記 今回発見されたものは三つの断簡からなる。便宜上令の篇目順に従い、軍防令のものをA、營繕・関市二令をふくむものをB、関市令のみのものをCとしておこう。各断簡の寸法はつぎの通りである。

A	1紙	縦 26.3cm	横 29.0cm
B	1紙	25.0cm	25.5cm
C	1紙	25.0cm	28.5cm

ほかにBにつながる小紙片が2点、Cに内容上つながると考えられるものが1点ある。このような小断片は今後の精査によりさらに発見される可能性がある。令文、注釈文ともに一筆で書かれたもので、書き入れ、朱書などはない。その書写年代は書風により平安時代初頭（9世紀中葉以前）を下らない。令注釈書の伝本は国史大系本令義解が塙保己一の刊本を底本としているように中世の写本すらがほとんど失われてしまっている現在、最古の古鈔本が発見された意味はきわめて大きいといわねばならない。

この本の紙背は後に聖教（題名未詳）を書写するために利用された（挿図）。因みに聖教の書写年代は平安時代中期と推定される。紙背の一方の端は綴じしろのための空白になっており、その部分に綴紐を通した小穴があるから、紙背を使う際には袋綴に改めたことが知られる。その際紙の上端は若干截断されたと考えられる。令文の方はもと卷子本であったとおもわれるから、その1紙を2つ折りにして袋にしたようである。事実BとCは袋綴様に2紙重になって発見された。この2紙の長さを比べると、Bがやや短いから1行ほどの欠失分を補えば両紙は完全につながる。したがって、令私記の1紙の長さは、およそ58cmほどになり（Aの2倍）、当時の写経料紙中長いもの1紙の寸法にほぼ相当するのである。

3つの断簡に収載される令文は軍防・營繕・関市の三令である。軍防令16条、營繕令10条、関市令12条の計36条文がふくまれている。ここで、この本では令文篇目第20の營繕令から第27の関市令に飛んでいること、関市令の篇目が「第十八」となっていて令文の篇数とあわないだけでなく、『令義解』・『令集解』の巻立てとも一致しないこと、関市令は末尾1～2行を補えば完結するから、その注釈の分量は1紙分に満たない程度のものであり、したがってこれによりこの本全体の量がある程度は予測しうることなどが注意される。これらのことは、この本の性格を問題にする場合に重要な意味をもつが、それはつぎののべる令文の字句の異同や注釈の傾向とも関連するので最後にふれることにする。

『令義解』所収の養老令文（国史大系本）との字句の異同を示すとつぎのようになる。字句1字が相違するのみで相当条文が明らかなものを第1種、全く異なった用語を使っている、条文の比定は正確を期し難いが、字句の配列と注釈内容から相当条文を推定したものを第2種として掲げる。

〔第1種〕

- | | |
|---|--|
| 1 凡兵衛使還者 (〇 ^F)
、
彼還者 | (軍防令兵衛使還条)

(A—8, A断簡8行目の意, 以下同) |
| 2 (〇 ^上) 兵馬發日, 侍從充使 (〇 ^F)
、
侍從為使 | (軍防令有所征討条)

(A—10) |
| 3 凡軍營門, 恒須嚴整呵叱出入 (〇 ^F)
、
、
譏呵 | (軍防令軍營門条)

(A—12) |
| 4 凡有官船之處, 皆遂便安置 (〇 ^F)
、
逐 | (營繕令有官船条)

(B—4) |
| 5 凡官司未交易之前 (〇 ^中) 為人糾獲 (〇 ^F)
、
為糾獲 | (関市令官司条)

(C—6) |

〔第2種〕

- 1 免上 (A—6) ……軍防令衛士上下条
- 2 □文 (A—7) ……同令 軍団大毅条
- 3 節級 (A—11) ……同令 国司部領衛士防人条
- 4 □勘度者 (B—10) ……関市令丁匠上役条
- 5 □布價 (C—9) ……同令 官私交関条 (或は毎肆立標条)

第1種についてみると、4は紅葉山文庫本も同じ文字を用いているように、字義からも「逐」が正しい。1は逆に「彼」では意味が通じ難い。2・3は『令義解』とは別本の可能性を示していよう。したがって、第1と第2の異同をふくめて考えると、新発見の令文は『令義解』の養老令文とは明らかに異なった系統のものであることが知られる。

『令義解』との間に字句の異同があるばかりではなく、字句の配列の異なるところが6箇所もある(軍防令3, 營繕令2, 関市令1)。例えば、A断簡6行目の「麻(歴の誤か)名, 征, 防」は軍防令兵士以上条の「凡兵士以上, 皆造歴名簿二通, 並顯征防遠使處所」に相当すると思われるが、7行目には前条の「軍團主帳」がはいり、8行目にはまた同条の「免國內上番」の字句が配されている。これをこの本の伝写の過程における単なる錯簡とみるのにはあまりにも例数が多すぎよう。どのような事情があるにせよ、この点も両者の相違点の一つにちがいない。

つぎに若干注釈上の特徴にふれると、まずこれには甲・乙という表記で幾人かの解釈がふくまれている。集解諸説にみられる「問—答—」式のものはなく、多く内容は簡単で字書的記述のものが多く。「格」(C-10)を「久部」というように万葉仮名で和訓を記しているものが8例あり(因みに集解諸説のなかで古記が和訓を多く引いている)、また字義のみを記すものが多いなど音義への関心が強い(但し漢籍の引用は一例もない)一方、音義とは別に集解諸説や義解のような条文の適用に関する議論が全体に稀薄である(例えばこの本の營繕令に関する注釈には京内大橋条がないが、集解諸説が問題にしているように、同条の「自餘役京内人夫」の力役がいかなるものかは、明法家的関心からすれば当然触れられてよいものである)。また營繕令津橋道路条の「非當司能辨者申請」の「弁」(B-4)を注して「別料之乙云非能治者申請」とするが、乙説は「弁」を「治」に置き換えて令文字句をそのまま引用しているにすぎない(ほかに同様な例として、関市令蕃客条(C-5)、同令官司条の「□易之前」(C-6)の注などがあげられる)等、これらのことは、この本がいわば当代一流の明法家の手になる注釈ではないらしいことを匂わせる。義解及び集解に収録された諸説と一致する解釈は、音義的記述を除けば全くないのである。この本がいかに正統の明法家たちの関心から遠いものであったかがわかる。

しかしまた、関市令官私交関条の「懸」に関するものと考えられる注(C-8)や同令賣奴婢条の「□券」(C-11)の解釈は、この本の注釈の中では長文のもので特異な内容を含んでいること、營繕令須女功条の「本司」(B-3)を、義解・古記・釈説はいずれも縫部司と解しているのに対し、この本が縫殿寮と注しているのは、大同3年(808)縫部司を采女司とともに縫殿寮に併合した事実(『類聚国史』)に基いた注釈と考えられるが、天長10年(833)に撰述された令義解が大同3年の上記の事実をふまえていないのに対し、この本の作者がいわば現実受容的である等はまた別の一面を示している。

しかしながら、そもそもこの本の編述年代について根拠のある推論を下せない現在、これ以上に多くを語ることは慎みたい。但し、上記の縫殿寮併合の大同3年は、成立年代の上限を与えるものであり、この本そのものの書写年代等を勘案すれば、下限もそれほど下らないであろう。

最後に、今回発見の令私記所引の令文が、『令義解』所掲の養老令と異なるとすると、それはいかなる令文と考えられるであろうか。古令(大宝令)との関係は、この本の成立時期

が平安時代初頭に下ることから考え難いのであるが、異同の字句のある条文について古令を復原することができない以上、大宝令文の可能性も全く否定することはできないのである。

つぎに、延暦10年(791)から弘仁3年(812)の間施行された刪定律令は、この本の作成年代と重なる可能性があるだけに微妙である。同令はすでに指摘されているように全条文で24条にすぎないのであるが、刪定律令はあくまでも養老令の刪定であり、したがって24条以外は従前通りの養老令が実効法として生きていたわけである。三断簡三令36条のうち異同の字句を含む条文は10条までであるから、これが刪定律令に拠っている可能性も残るのである。

さらにいま一つ考えられることは、この令文は大宝令或いは養老令のいずれかに基づいているが、義解・集解に引用されているものとは伝来の系統を異にするテキストに拠っているのかもしれないのである。関市令の篇目が第十八となっていてこれまで知られている令諸本の構成に一致しないこと、当代一流の明法家による注釈ではないらしいことを考えあわせるとこの第三の推測を一概に無視することはできないようにおもわれる。以上三つの可能性を併記し今後の検討に委ねたい。

音義断簡(3種) 破損が甚しく、小さな断片となっており、その数も合わせて20余片を残すに過ぎない。従ってその原形を復原することは殆ど不可能のようである。その内容についてはなお検討中であるが、目下のところ法華経関係の音義2種、大般若経音義1種の計3種に分けられるようである。

(A)法華経音義(第1種)(窺基撰『法華経音訓』カ) 5片に分かれるが、その文を見ると仲算撰『法華経釈文』に「慈恩云」として引用する慈恩大師窺基撰『法華経音訓』と合致するところが多く、或いはこの現在佚書となっている『法華経音訓』の残闕ではなかろうか。なお書風より推すと、その書写年代は奈良時代にまで溯ることが考えられる。その紙背には聖教が書写されているが、平安時代中期頃の書写であろう。

(B)法華経音義(第2種)

(C)大般若経音義 両音義共にその書風により平安時代後期頃の書写と推定される。法華経音義は薬草喻品に見える字句が掲出されているが、一部には同品に見られない字句があり、同経の音義とするには若干の疑問もある。しかし中には窺基撰「法華経音訓」と似た文を引用する個所もあり、法華経音義断簡の存在を考えた。大般若経音義(巻第381その他)と推定したものもその筆跡は法華経音義と似ており、或いは同一人の手に成ったものではなかろうか。共に墨書の書入れならびに仮名および附箋(各1個所)が付されているが、やや後のものである。折り目および紙縫ぎ目の残るものがあるが、この折り目は本文の文字の上にかかっており、もと卷子本であったものが後に折本に改められたものと考えられる。なおこの断片は20余片あるが、この両音義のいずれかを確定し難いものも多く、今後の検討にまきたい。

両音義共にその紙背に聖教が書写されている。書名は詳かでないが、そこに見える字句より法華経関係のものかとも考えられる。ままた字句の訂正追記の跡があり、或いは草稿本では

唐招提寺蔵 古本令私記並びに音義断簡について

古
本
令
私
記

なかろうか。両音義共に紙背の文字は書風がよく似ており、もと一つの書であった可能性が高いようである。なおその書写は平安時代中期頃で、音義より古いようにみられる。断片中にはもとの上縁を存しているものがあるが、いずれも各行とも上縁にごく近い所より書き始められている。しかし紙背聖教の方が音義よりやや天が詰まっているようであり、まず聖教が書かれ、ついで音義が書写されたものと考えて差支えないであろう。

この両音義には反切・字義の他に万葉仮名による和訓が豊富に施されていることが注目される。『法華経音義』（第2種）については上代特殊仮名遣いの甲音・乙音の区別はかなり厳密におこなわれているものの一部に違例が認められ、平安時代初期頃の成立と推定される。また『大般若経音義』もそれにほぼ近い時代の成立と考えられる。この両音義はいずれも現在佚書となっているものであるが、断片ながらもその豊富な和訓は国語学資料としては新発見のものであり、上代語研究上興味あるものではなかろうか。

（これらの音義については築島裕、小林芳規両氏より種々御教示を頂いた。ここに記して謝意を申し述べたい。）（田中 稔・狩野 久）

第2図 法華経音義

第3図 法華経音義

第4図 大般若経音義

第5図 大般若経音義